

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条中「及び植木中央公園運動施設」を「、植木中央公園運動施設、辛島公園及び花畑公園」に改める。

第27条第3号に次のように加える。

ウ 辛島公園及び花畑公園 中心市街地の新たなにぎわいの創出に関する業務
第27条の2第1項中「限る。）」の次に「、辛島公園芝生広場、辛島公園多目的広場又は花畑公園北側階段」を加える。

別表第5に次のように加える。

辛島公園 芝生広場	辛島公園	区分	単位	使用料
		全面	1時間につき	3,700円
		片面	1時間につき	1,800円
備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。				
辛島公園 多目的広場	辛島公園	区分	単位	使用料
		全面	1時間につき	2,500円
		片面	1時間につき	1,200円
備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合				

		は、1時間とみなす。	
花畑公園 北側階段	花畑公園	単位	使用料
		1時間につき	380円
備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。			

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 辛島公園及び花畑公園の指定管理者に係る指定の手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提出理由)

辛島公園及び花畑公園に指定管理者制度を導入するとともに、これらの公園の施設の使用料等を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。